

徳島県個人情報保護審査会答申第121号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年10月23日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県とが協議した（協議書）の経緯経過が分かる書類全部（H〇年〇月〇日～H〇年〇月〇日現在）まで 農林水産政策課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月6日、実施機関は、当該文書を取得しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年11月9日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月31日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき書類を出せ

2 審査請求の理由

徳島県個人情報保護条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、県は、あるべき書類と特定した（協議書）は、農林水産部（阿南）は関係部局に送ったと言った為請求したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の理由

本件請求における「私と県とが協議した（協議書）の経緯経過が分かる書類全部（H〇年〇月〇日～H〇年〇月〇日現在まで）」について、当該文書を取得しておらず文書が存在しないため、条例第20条第3項の規定により本件決定を行ったものである。

2 審査請求人の主張に関する説明

審査請求人が請求した文書は、不存在であるためである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が自ら作成し、農林水産部（阿南）に渡した後に農林水産政策課に送付されたはずであると考えている協議書の写しとその送付文書の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、農林水産政策課は農林水産部（阿南）から協議書の写しの送付を受けていないため、協議書の写しもその送付文書についても保有していないとのことである。

イ 審査請求人は、農林水産部（阿南）から農林水産政策課に協議書の写しを送付したと聞いたと主張しているが、協議書の存在を明確に証明する客観的な証拠を示していないことから、審査請求人の意見は採用できない。

ウ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、文書を取得しておらず、不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年 3月31日	諮問
令和3年10月 8日	審議（第136回審査会）

同 年 1 1 月 1 9 日	審議 (第 1 3 7 回 審查會)
同 年 1 2 月 1 0 日	審議 (第 1 3 8 回 審查會)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理 恵 子	弁 護 士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
松 永 満 佐 子	四国大学短期大学部教授	会 長